

夏ノ後心慮煽動ニ餘儀ナク居ル趣ナリ

(七月廿七日)

造船所職工ノ中堅トモ認ムベキ本社造船工部部ハ遂ニ軟化シワーアルハ
改報ノ如クナレバ此役付職工ノ軟化ニ伴フ切崩シ策切ヲ奏シ大勢ハ既
ニ定マシトスル模様ヲ看取シタルニ于テ本所ハ猶更ニ極メ幹部員
鳩首凝議ノ結果ヲ罷工継続論者ト悲觀論者ト意見ノ衝突力
アリタルモ、如ク硬直中ノ硬直ハ飽迫志ヲ貫徹セントシ激力
ノ意味ニシテ過般ニ干渉ニ因リ自殺シタル神戶製鋼所職工トシテ
清原ノ遺書及早業ニ発表シタル工場管理ノ危殆ニ收ラケル
ハ亦解シタル意見書(豊川豊彦カ敷ニ受産説シタル工場管理論)
同一内容ト共ニ変更前妙止ノ印刷文ヲ取付シ高市及各所ノ電柱
等ニ「吾等ノ要求全部ノ承認ヲ得ルニ至ラズハ罷工ヲ継続スル川
崎製鐵團布部」ノ號付ヲシテ宣傳シタルモ、テリ効ヲ奏スルニ
シテラス

林云田中少兵衛分工場鑄工部職工約五百名(西十四五名ノハ僅
川勸業鐵工部職工會ヲ閉シテ席上久留列三ノ外職工委員ノ五
人ノ演説アリカ記各項目ヲ決議セルカ本會合ハ軟化防止ノ旨宣見
ヲナシタルモノナリト云フ

決 議

- 一 裏切職工ニ絶交状ヲ送ルニト
- 一 軍隊ニ慰問状ヲ送ルニト(本所一任)
- 一 行商隊ヲ多人数ニ致スコト
- 一 最高幹部部直接ノ命令以外ノ言ヲ信セサルコト
- 一 調印ヲ通カズハ過建儀ハルコト
- 一 廿六日(休業日)カ宵迄威嚇刺撃等種々ノ方法ヲ採リ入場
ヲ妨ケルトシ揆舉手セラシタル者本工場ニ於テ職首職工石橋ヲ作外